

学校通信



矢巾町立矢巾北中学校

わだち

『緑風北魂』

友愛・躍動・創造

2023. 06. 07(水)

No. 13

〒028-3622

矢巾町大字上矢次 7-115

TEL : 019-697-1921

FAX : 019-697-7526

(文責：藤澤 崇)

SNS等の利用を考える機会に……

昨日、「スマートフォン等の情報機器の取り扱いについて（お願い）」を各ご家庭に配布致しました。それに合わせて昨日 6/6(火)の全校朝会で全校生徒にお話したことの全文です。ぜひ、お読みいただき、先生方と同じ見方をもっていただき、各ご家庭でのご指導に活かしていただければ幸いです。

先週は、スマホやSNSの使い方で、様々なトラブルがありました。中には、警察に通報が必要になったものもありました。各学年の指導であったことを、本日、保護者宛に出るお手紙の内容も、アナタが、本気で考えて下さい。

たとえ中学生でも、犯罪になる可能性があるものは、学校の義務として、保護者に確認することなく、警察に通報します。その結果、その人は、警察の記録にずっと残ります。ダメなことはダメなのです。

警察だけではありません。ネット上の動画、写真、書き込み。24時間で消えるとか、いざとなれば削除すればよいと考えているかもしれませんが。誰も保存していないか、本当に削除されているかどうか、わかりません。中には、就職の頃に、ずっと昔の不適切な動画等が、プロの方々に見つかри、就職の道を失った人もいます。SNS上にあげたことは、一生消せない、どう扱うかは見た人が決めることを絶対に忘れないで下さい。

もう一つ。フェイスブックやインスタに様々な人たちが投稿をしていますが、その人は、本当にその年齢か、本当にその顔か、全くわかりません。私でも、20才の大学生になることは可能です。写真なんて、簡単に手に入ります。

ネット上で知り合いになることは、様々な犯罪の被害者になったり、時に気付かぬうちに犯罪の協力者になってたりする可能性があるということです。

「SNSをやめますか、人生をやめますか」です。今一度、本気で考えて下さい。

保護者としての責任とは？

様々な対応で、警察の方とお話しする中で「保護者に見せられないものを書き込み・アップ・送信はダメ」という言葉が印象に残りました。逆に考えると「保護者に見せられない時点で危険」ということです。「子供のプライベートが……」などと耳にしますが、それを話す時点で「通信機器所有者（保護者）としての責任放棄（信用という名の無管理）」です。

以前の学校で、こんなことがありました。昼休みに、ある生徒の保護者Aさんが学校に来て「直接、子供に伝える用がある。子供に会いたい」と……。対応した先生が、生徒を呼んでくると、Aさんは、突然、その生徒のスマホをかざし、「夕方、部活無しで、警察に行く。迎えに来る。どんな理由だろうと、アナタのやったことは許さない！」と。

Aさんの話を聞くと「(その生徒が)LINEでの友人とのやりとりで、自撮りした裸の画像を送信していた。今日、仕事が休みで、利用状況確認をして、発見した。」というのです。

夕方、Aさんと生徒は、警察に行き、聴き取りと指導を受けました。その後、関係した生徒も、事前連絡などなく警察に連れて行かれ、保護者も呼ばれ、指導を受けることに……。

そのようなAさんの行動が、「子供を本気で守ろうとする責任」と考えます。